

身体的拘束最小化のための指針

医療法人美崎会 国分中央病院

1. 身体抑制に関する当院の指針について

身体抑制は、患者の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、抑制廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

2. 身体抑制の定義

身体抑制とは、「衣類または綿入り帯等を使用して一時的に該当患者の身体を抑制し、その運動を抑制する行動の制限をいう」

※ 昭和 63 年 4 月 8 日 厚生省告示 第 129 号における身体抑制の定義

3. 身体抑制とみなす行為について

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように Y 字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

厚生省告示第 129 号「身体抑制の定義」

4. 身体抑制に伴う権利の保証について

身体抑制廃止に伴い、以下の事を保証する。

- ① ご本人の意思を尊重し、できるだけ制限の少ない環境で暮らす権利

- ② 健康レベルのニーズに対応して、適切かつ安全に医療を受ける権利
- ③ 過剰な向精神薬の投与から保護される権利
- ④ 誰からも虐待や危害、または精神的苦痛や身体的不快を起こす行為から守られる権利
- ⑤ いかなる時も「個人」として対応され、尊厳と自由をもって、その生を全うする権利

※当院においては万一緊急やむを得ない場合、家族に身体抑制の必要性を十分説明し「身体抑制に関する説明書」に同意のサインを頂く。そして、どのような場合でも抑制は最小限の時間・方法であるよう努力する。

5. 身体抑制廃止を実施する理由

身体抑制は重大な人権侵害である。ですから私たちは抑制の廃絶に取り組まなくてはならない。そして私たちに問われているのは単に抑制という行為だけでなく「ケアの質」そのものである。

身体抑制はなぜ問題なのか。そもそも人間は自由を求める存在である。自由ほどQOLを高めるものはない。看護の目標は自由度を拡大することである。日本国憲法に定められている国民の権利（第 11 条：国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。第 25 条：すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。）や看護者の倫理綱領（日本看護協会、2003）が示すように、身体抑制は基本的人権や人間の尊厳を守ることを妨げる行為であることが大きな問題なのである。

6. 身体抑制がもたらす弊害

身体抑制は、高齢者の機能回復・自立支援とは相反する行為であり、正反対の結果を見ることになる。

1) 身体的弊害

- ① 内的弊害…食欲低下・心肺機能や感染症に対する抵抗力の低下など
- ② 外的弊害…関節拘縮・筋力低下などの身体機能の低下・寝たきりによる褥瘡の発生など
- ③ その他……※車椅子に抑制した場合
⇒無理な立ち上がりによる転倒事故
※ベッド柵で抑制した場合
⇒乗り越えによる転落事故
※抑制具による窒息・血行障害

2) 精神弊害

- ① 不安・屈辱・あきらめといった精神的苦痛と人間としての尊厳を踏みにじる

- ②抑制により認知症の進行を助長し、せん妄が頻発する恐れがある
- ③家族は自らの親や配偶者が抑制されている姿を見ることで精神的にも混乱・後悔・罪悪感に苛まれる
- ④病院スタッフは自らが行うケアに対して誇りが持てなくなり安易に抑制に走り、ケアの質の低下を招く

3) 社会的弊害

身体抑制は職員の士気低下を生むばかりでなく、それを見た家族や他施設の職員などに病院に対する不信感や偏見を抱かせる。ひいては医療的処置の増大等により経済的負担も少なくない。

7. 緊急やむを得ない場合の対応について

以下の3つの要件を同時に満たした場合は、禁止項目の一時解除とする

- ① 切迫性……利用者本人または他の利用者の生命または身体が危機にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性…身体抑制その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性……身体抑制その他の行動制限が一時的なものであること。

【具体的対応】

- ① 家族に対して身体抑制の内容、目的、理由、抑制時間、期間などを説明し理解を得るようにする。また説明内容は明文化（身体抑制に関する同意書）し同意を得る。
- ② 抑制を行った場合は当該者の心身状況や変化を詳細に記録しておく。
- ③ 観察を密にし、「緊急やむを得ない場合」の要件に該当しなくなった場合は直ちに解除する。
- ④ 病棟の責任者は主治医・身体抑制廃止委員に報告する。

8. 身体的拘束最小化のための研修

医療・ケアに携わる職員に対して、身体的拘束最小化のための研修を実施する。

1. 定期的な教育研修（年2回）実施及び職員入職時に実施する
2. その他、必要な教育・研修の実施および実施内容の記録

9. 身体的拘束最小化のための指針の閲覧

本指針は、当院マニュアルに綴り、全ての職員が閲覧可能とするほか、院内に掲示し患者やご家族が閲覧できるように当病院ホームページへ掲載する。